

7-2-6 悪 臭

供 用 時 ごみ処理施設稼働による悪臭

1. 調 査

(1) 調査すべき情報

① 悪臭の状況（表7-2-6.1参照）

ア．悪臭防止法に定める特定悪臭物質（22物質）の濃度

イ．嗅覚測定法による臭気濃度（臭気指数）

表7-2-6.1 悪臭の調査項目

調査項目		
特定悪臭物質	アンモニア	イソバレルアルデヒド
	メチルメルカプタン	イソブタノール
	硫化水素	酢酸エチル
	硫化メチル	メチルイソブチルケトン
	二硫化メチル	トルエン
	トリメチルアミン	スチレン
	アセトアルデヒド	キシレン
	プロピオンアルデヒド	プロピオン酸
	ノルマルブチルアルデヒド	ノルマル酪酸
	イソブチルアルデヒド	ノルマル吉草酸
	ノルマルバレルアルデヒド	イソ吉草酸
臭気濃度（臭気指数） ^{注)}		

注) 臭気指数 = $10 \times \log$ （臭気濃度）

② 気象の状況：地上気象

③ 土地利用の状況

④ 発生源の状況

⑤ 法令による基準等

(2) 調査地域

「7-2-1-3 熱回収施設稼働による大気質」（7-56頁参照）と同様に、対象事業実施区域を中心に半径4kmの範囲とした。

悪臭の発生形態としては、施設からの悪臭の漏洩と煙突排出ガス中の臭気成分の拡散とがあり、影響範囲が広がる煙突排出ガスを考慮して上記の調査範囲とした。

(3) 調査地点

① 悪臭の状況

悪臭の状況は、現地調査により把握した。

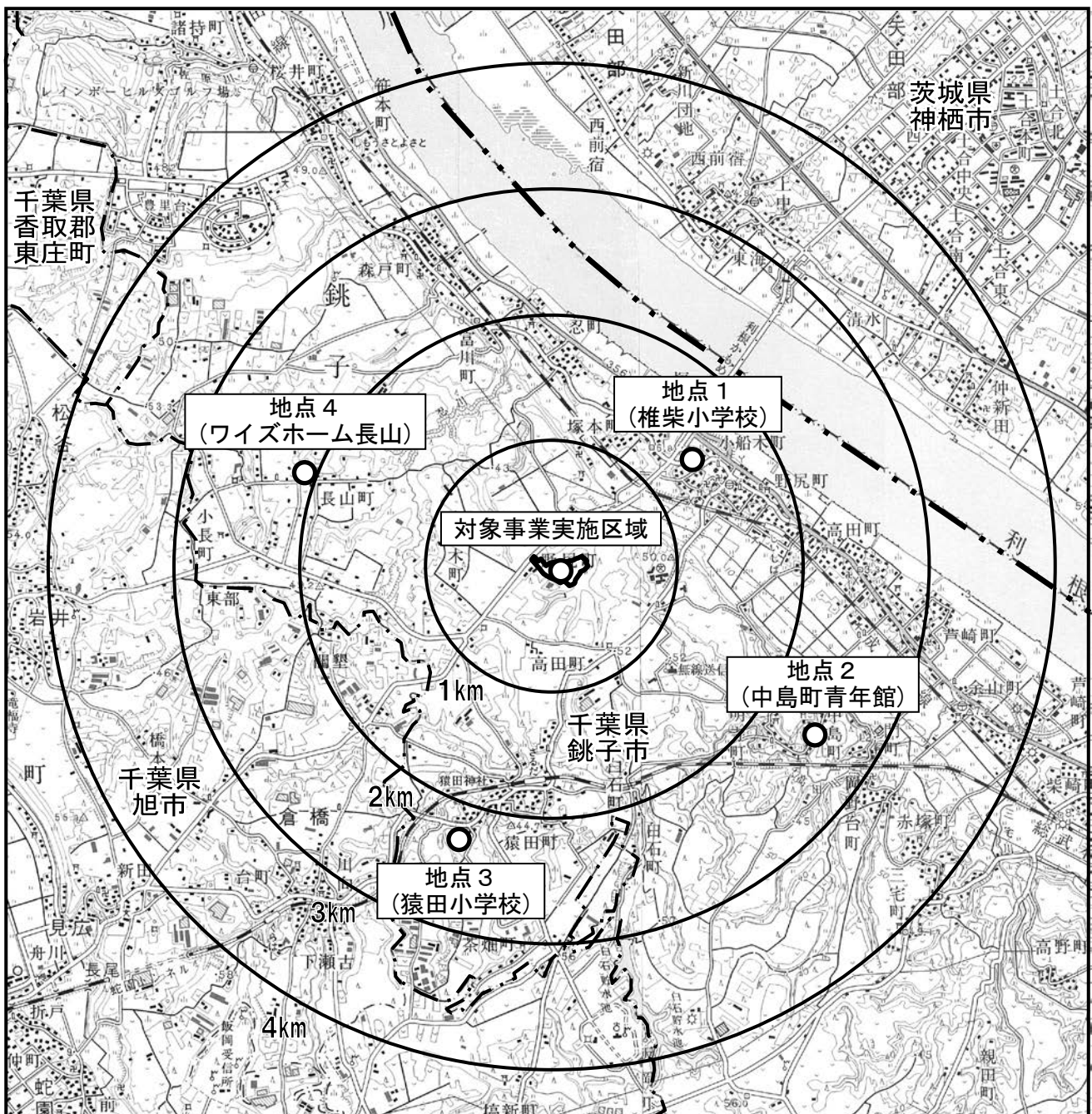
現地調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺の計5地点とし、図7-2-6.1に示すとおりとした。各調査地点の調査項目は、表7-2-6.2に示すとおりである。

表7-2-6.2 悪臭の調査地点と調査項目

調査事項	調査項目	調査地点	
		対象事業実施区域	周辺地域
悪臭	特定悪臭物質	○	—
	臭気濃度（臭気指数）	○	○

② 気象の状況

「7-2-1-3 熱回収施設稼働による大気質」(図7-2-1.14(7-59頁参照)及び図7-2-1.15(7-60頁参照))の地上気象と同様とした。



凡 例

対象事業実施区域

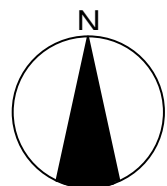
市境

県境

悪臭調査地点

この地図は、国土地理院発行の1：50,000地形図「八日市場」「銚子」を使用したものである。

図 7-2-6.1 悪臭調査地点



1 : 50,000

0 500m 1km 2km

(4) 調査手法

① 悪臭の状況

現地調査手法は、特定悪臭物質については「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月、環境庁告示第9号)によるものとし、臭気濃度(臭気指数)については、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月、環境庁告示第63号)に示される三点比較式臭袋法によるものとした。また、調査時には採取場所において風向、風速及び気温を調査した。

調査結果は、悪臭防止法及び千葉県悪臭防止対策の指針による基準との対比により、現状における悪臭の状況を把握した。

② 気象の状況

「7-2-1-3 熱回収施設稼働による大気質」(7-61、62頁参照)と同様とした。

③ 土地利用の状況

土地利用現況図、都市計画図等の資料及び現地踏査により、土地利用の状況を把握した。また、悪臭の影響を受けやすいと考えられる住居、学校等の分布状況を把握した。

④ 発生源の状況

既存資料及び現地踏査により、工場・事業場等の悪臭に係る主な発生源の状況を調査した。

⑤ 法令による基準等

次の法令による基準等の内容を調査した。

- ・悪臭防止法に基づく規制基準
- ・千葉県悪臭防止対策の指針による指導目標値
- ・銚子市環境保全条例

（５）調査期間

① 悪臭の状況

一般に廃棄物の腐敗等により悪臭が発生しやすいとされる夏季と悪臭物質が拡散しにくい接地逆転層の生じやすい冬季の計２回の調査を実施した。調査実施日は、以下に示すとおりである。

夏季：平成27年 8 月24日（月）

冬季：平成28年 1 月14日（木）

② 気象の状況

「7-2-1-3 熱回収施設稼働による大気質」（7-62、63頁参照）と同様とした。

（６）調査結果

① 悪臭の状況

悪臭の現地調査結果は、表7-2-6.3(1)～(3)に示すとおりである。

特定悪臭物質濃度は、２回とも全ての項目で悪臭防止法に基づく敷地境界の規制基準を満足していた。

臭気指数は、草のにおいが確認された夏季の地点３（猿田小学校）を除き、いずれの地点も10未満（臭気濃度10未満）であり、著しい臭気の実生は認められなかった。

表7-2-6.3(1) 臭気指数調査結果（夏季）

項 目	単位	対象事業 実施区域	地点1 椎柴小学校	地点2 中島町青年館	地点3 猿田小学校	地点4 ワイズホーム 長山	規 制 基準値
採取時刻	—	13:32	12:00	11:36	11:15	10:40	—
天候	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	—
気温	℃	24.0	23.8	23.8	24.2	22.9	—
湿度	%	77	77	73	77	80	—
風向	—	北東	北東	静穏	北北西	北西	—
風速	m/秒	3.4	2.1	1.0以下	1.2	1.4	—
臭気指数	—	10未満	10未満	10未満	19	10未満	—注)
臭質	—	—	—	—	草	—	—

注) 臭気指数による規制は行われていないが、千葉県悪臭対策の指針による指導目標値は、敷地境界において臭気濃度20程度（臭気指数13相当）となっている。

表7-2-6.3(2) 臭気指数調査結果（冬季）

項 目	単位	対象事業 実施区域	地点1 椎柴小学校	地点2 中島町青年館	地点3 猿田小学校	地点4 ワイズホーム 長山	規 制 基準値
採取時刻	—	7:01	8:05	7:42	8:03	7:36	—
天候	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
気温	℃	-1.2	3.0	-0.1	1.6	-0.9	—
湿度	%	82	60	82	76	82	—
風向	—	静穏	静穏	静穏	静穏	静穏	—
風速	m/秒	1.0以下	1.0以下	1.0以下	1.0以下	1.0以下	—
臭気指数	—	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	—注)
臭質	—	—	—	—	—	—	—

注) 臭気指数による規制は行われていないが、千葉県悪臭対策の指針による指導目標値は、敷地境界において臭気濃度20程度（臭気指数13相当）となっている。

表7-2-6.3(3) 特定悪臭物質調査結果

項 目		単位	対象事業実施区域		参考 基準値 ^{注)}
			夏季	冬季	
採取時刻		—	12:42～13:26	6:27～7:08	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.1未満	0.1未満	1
	メチルメルカプタン	ppm	0.0003未満	0.0003未満	0.002
	硫化水素	ppm	0.002未満	0.002未満	0.02
	硫化メチル	ppm	0.001未満	0.001未満	0.01
	二硫化メチル	ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.009
	トリメチルアミン	ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.005
	アセトアルデヒド	ppm	0.005未満	0.005未満	0.05
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.005未満	0.005未満	0.05
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.003未満	0.003未満	0.009
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.003未満	0.003未満	0.02
	ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.003未満	0.003未満	0.009
	イソバレールアルデヒド	ppm	0.003未満	0.003未満	0.003
	イソブタノール	ppm	0.09未満	0.09未満	0.9
	酢酸エチル	ppm	0.3未満	0.3未満	3
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.1未満	0.1未満	1
	トルエン	ppm	1未満	1未満	10
	スチレン	ppm	0.04未満	0.04未満	0.4
	キシレン	ppm	0.1未満	0.1未満	1
	プロピオン酸	ppm	0.003未満	0.003未満	0.03
	ノルマル酪酸	ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.001
	ノルマル吉草酸	ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.0009
	イソ吉草酸	ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.001

注) 対象事業実施区域は、用途地域の定めがないため規制基準は適用されないが、参考として悪臭防止法に基づく規制基準を参照のうえ参考基準値を設定した。

② 気象の状況

「7-2-1-3 熱回収施設稼働による大気質」（7-76～82頁参照）に記載したとおりである。

③ 土地利用の状況

対象事業実施区域の土地利用状況は、畑及び山林となっている。また、対象事業実施区域周辺の土地利用状況は、農地や山林となっており、一部に住宅もみられる。

なお、対象事業実施区域近傍には、環境の保全について特に配慮が必要な施設はなく、対象事業実施区域及びその周辺は、用途地域の定めのない地域となっている。

④ 発生源の状況

対象事業実施区域は現在、畑や山林となっている。また、対象事業実施区域周辺には、養牛場や堆肥舎、農地があり、気象条件や場所によっては土ぼこりや草、堆肥等の臭いが感知される。

⑤ 法令による基準等

ア．悪臭防止法に基づく規制基準

「3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況」（表3-2.34(1)～(3)（3-117頁参照））に示したとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の定めがなく、規制基準のあてはめはされていない。

イ．千葉県悪臭対策の指針による指導目標値

「3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況」（表3-2.35（3-118頁参照））に示したとおりである。

対象事業実施区域は、千葉県悪臭防止対策の指針による指導目標値は適用されない。

ウ．銚子市環境保全条例

「3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制内容その他の状況」（表3-2.36（3-118頁参照））に示したとおりである。

2. 予 測

(1) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

(2) 予測地点

予測地点は、悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、ごみ処理施設に搬入・貯留される廃棄物の影響については敷地境界付近、ごみ処理施設稼働（煙突排出ガス）による影響については、最大着地濃度となる地点を予測地点とした。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、ごみ処理施設が定常の稼働状態となる時期とした。

(4) 予測手法

① 予測項目

ア. ごみ処理施設に搬入・貯留される廃棄物の影響（特定悪臭物質濃度、臭気濃度）

ごみ処理施設に搬入される廃棄物からは、種々の悪臭物質の発生が考えられるため、特定悪臭物質濃度及び臭気濃度を対象とした。

イ. ごみ処理施設稼働（煙突排出ガス）による影響（アンモニア、臭気濃度）

煙突排出ガスについては、炉内において800℃以上の高温で燃焼することから臭気成分は分解・除去されるが、その後の排出ガス処理工程において脱硝のためにアンモニアを噴霧することから、未反応分のアンモニアが残留し、煙突排出ガスとして排出される可能性があるため、特定悪臭物質のアンモニア及び臭気濃度を対象とした。

② 予測方法

ア. ごみ処理施設に搬入・貯留される廃棄物の影響

ごみ処理施設に搬入・貯留される廃棄物の影響は、類似施設の事例の参照及び悪臭防止対策の内容を勘案し、定性的に予測した。

イ. ごみ処理施設稼働（煙突排出ガス）による影響

(ア) 予測の手順

ごみ処理施設稼働（煙突排出ガス）による悪臭の予測手順は、図7-2-6.2に示すとおりである。

大気拡散式を用いて、短期間の影響濃度を予測した。

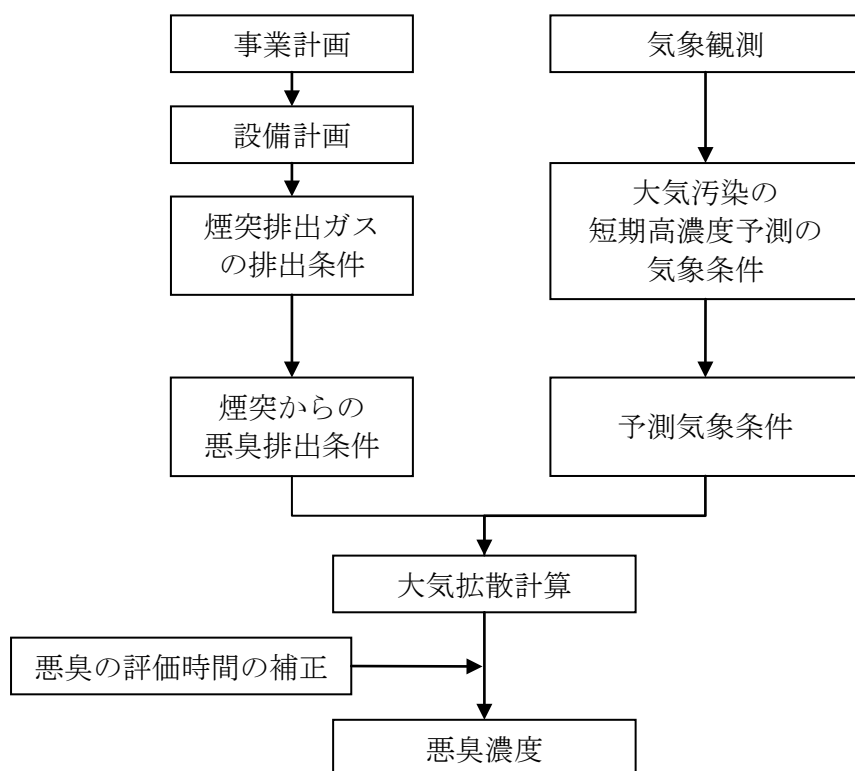


図7-2-6.2 ごみ処理施設稼働（煙突排出ガス）による悪臭の予測手順

(イ) 予測式

予測式は、ごみ処理施設稼働による大気質の短期高濃度予測と同様とし、予測に用いる拡散式は以下の点煙源プルーム式とした。

$$C(x, y, z) = \frac{Q_p}{2\pi\sigma_y\sigma_z u} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \left[\exp\left\{-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$$

ここで、

- $C(x, y, z)$: 地点 (x, y, z) における汚染物質の濃度
- x : 煙源から風向に沿った風下距離 (m)
- y : 風向に直角な水平距離 (m)
- z : 計算地点の高さ (=1.5m)
- Q_p : 臭気排出強度 (臭気濃度×排出ガス量 (m³_N/秒))
- u : 排出源高さの風速 (m/秒)
- H_e : 排出源高さ (m)
- σ_y : 有風時の水平方向の拡散パラメータ (m)
- σ_z : 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m)

また、上記の式におけるパスキル・ギフォードの予測評価時間は3分であるが、悪臭の評価時間を0.5分とし、以下の式により臭気濃度の補正を行った。

$$C_s = \left(\frac{T_m}{T_s} \right)^\gamma \cdot C_m$$

ここで、

C_s : 評価時間 T_s (0.5分とした) に対する濃度 (ppm)

C_m : 評価時間 T_m (3分とした) に対する濃度 (ppm)

γ : 定数 (0.7)

(ウ) 予測条件

a 排出条件

煙突排出ガスの排出条件は、「2-3-6 都市計画対象事業の内容でその変更により環境影響が変化するもの」(表2-12 (2-25頁参照)) に示した煙源条件(煙突高さ及び排出ガス諸元)を用いた。

悪臭排出条件は、本事業の計画目標値をもとに、表7-2-6.4に示すとおり設定した。

表7-2-6.4 悪臭の排出条件

項 目	排出濃度	備 考
臭気濃度 (臭気指数)	1,000 (30)	計画目標値
アンモニア	10 ppm	「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(平成18年6月、社団法人 全国都市清掃会議)に基づき設定。

注) アンモニアの噴霧量は窒素酸化物の濃度によって調整されることから、アンモニアの排出濃度は概ね一定となる。

b 気象条件

気象条件は、「7-2-1-3 熱回収施設稼働による大気質」に示した短期高濃度予測結果が最も高くなる気象条件と同様とし、表7-2-6.5に示すとおり設定した。

表7-2-6.5 悪臭の予測に用いた気象条件

予測ケース	大気安定度	風速 (m/秒)
大気安定度不安定時	A	1.0
上層気温逆転時	A	1.0
接地逆転層崩壊時	Moderate Inversion	1.0
ダウンウォッシュ時	C	14.6
ダウンドラフト時	A	1.0

(5) 予測結果

① ごみ処理施設に搬入・貯留される廃棄物の影響

本事業では、廃棄物の保管場所、処理設備等を建屋内に配置のうえ、荷下ろし等の作業は屋内で行うものとし、廃棄物運搬車両が出入するプラットフォームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する計画である。また、ごみピットには、防臭性の高い隔壁工法を採用し、ごみピット投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。さらに、ごみピット、プラットフォームなどは常に負圧を保つことにより外部への臭気の漏洩を防止する、休炉時には脱臭装置により吸引し脱臭を行い、必要に応じて消臭剤を噴霧する、プラットフォームは適宜洗浄を行うなどの悪臭防止対策を行う計画である。

また、他自治体の類似施設において、焼却施設の稼働に伴う施設からの悪臭の調査を行った。計画施設と類似施設の比較を表7-2-6. 6、臭気指数及び特定悪臭物質の測定地点を図7-2-6. 3、測定結果を表7-2-6. 7に示す。

類似施設における悪臭の測定結果は、風上及び風下いずれも臭気指数は10未満（臭気濃度10未満）、悪臭物質濃度は定量下限値未満となっている。

計画施設では、類似施設と同等以上の悪臭防止対策を実施する計画であることから、ごみ処理施設に搬入・貯留される廃棄物の影響による敷地境界での特定悪臭物質の濃度は、悪臭防止法に基づく規制基準を満足し、臭気濃度は10未満となり、大部分の地域住民が日常生活において感知する以外の臭気を感知しない程度になるものと予測する。

表7-2-6.6 計画施設と類似施設との比較

項目	計画施設	類似施設
処理能力	204 t / 日 (102 t / 日 × 2 炉)	380 t / 日 (190 t / 日 × 2 炉)
処理方式	シャフト式ガス化溶融炉	シャフト式ガス化溶融炉
建物構造等	構 造 : SRC 造、S 造 開始年月 : 平成33年度 (予定)	構 造 : SRC 造、S 造 開始年月 : 平成27年 4 月
悪臭防止対策	・廃棄物の保管場所、処理設備を建屋内に配置する。 ・荷下ろしの作業を屋内で行う。 ・プラットホーム出入口にはエアカーテンを設置し、悪臭の発散を防止する。 ・プラットホームの出入口は、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断する。 ・ごみピットには、防臭性の高い隔壁工法を採用する。 ・ごみピット投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。 ・ごみピット内及びプラットホーム内の空気は、燃焼空気として吸引するとともに室内を負圧とする。 ・休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、脱臭装置により吸引し脱臭を行う。 ・プラットホーム及びごみピットには、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧する。 ・プラットホームの洗浄を適宜行う。	・プラットホーム出入口にはエアカーテンを設置し、悪臭の発散を防止する。 ・ごみピットには、防臭性の高い隔壁工法を採用する。 ・ごみピット投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。 ・ごみピット内及びプラットホーム内の空気は、燃焼空気として吸引するとともに室内を負圧とする。 ・ごみピット内には脱臭装置を設置する。

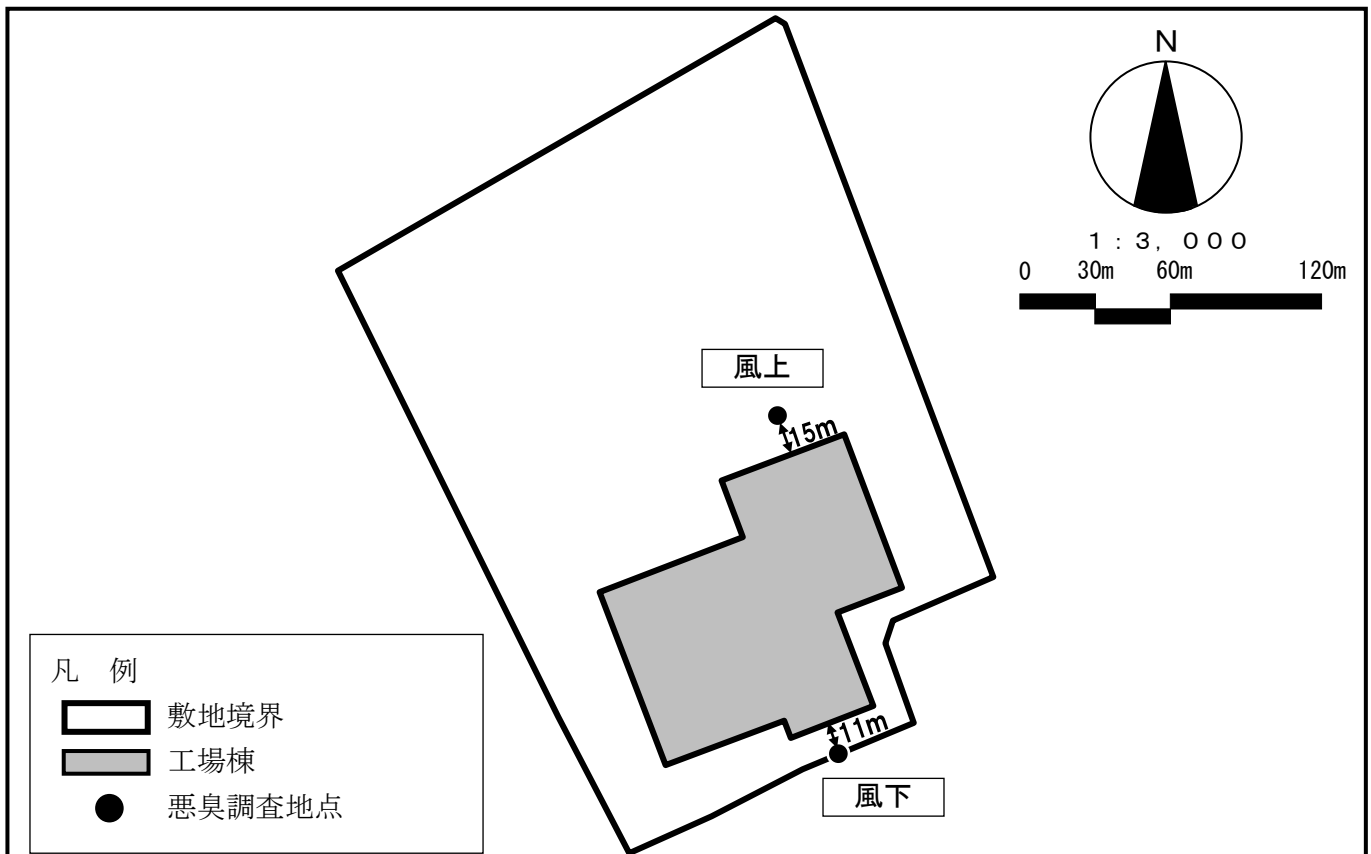


図 7-2-6.3 類似施設における悪臭調査地点

表7-2-6.7 類似施設における悪臭調査結果

測定項目		単位	測定結果		本施設の 自主基準値
			風上	風下	
測定日		-	4月13日	4月13日	-
採取時の 状況	天候	-	曇り	曇り	-
	気温	℃	13.1	15.0	-
	湿度	%	71	81	-
	風向	-	静穏 ^{注)}	静穏 ^{注)}	-
	風速	m/秒	1.0以下	1.0以下	-
臭気濃度		-	10未満	10未満	20
アンモニア		ppm	0.1未満	0.1未満	1
メチルメルカプタン		ppm	0.0003未満	0.0003未満	0.002
硫化水素		ppm	0.002未満	0.002未満	0.02
硫化メチル		ppm	0.001未満	0.001未満	0.01
二硫化メチル		ppm	0.0009未満	0.0009未満	0.009
トリメチルアミン		ppm	0.0005未満	0.0005未満	0.005
アセトアルデヒド		ppm	0.005未満	0.005未満	0.05
プロピオンアルデヒド		ppm	0.005未満	0.005未満	0.05
ノルマルブチルアルデヒド		ppm	0.003未満	0.003未満	0.009
イソブチルアルデヒド		ppm	0.003未満	0.003未満	0.02
ノルマルヘキシルアルデヒド		ppm	0.003未満	0.003未満	0.009
イソヘキシルアルデヒド		ppm	0.003未満	0.003未満	0.003
イソブタノール		ppm	0.09未満	0.09未満	0.9
酢酸エチル		ppm	0.3未満	0.3未満	3
メチルイソブチルケトン		ppm	0.1未満	0.1未満	1
トルエン		ppm	1未満	1未満	10
スチレン		ppm	0.04未満	0.04未満	0.4
キシレン		ppm	0.1未満	0.1未満	1
プロピオン酸		ppm	0.003未満	0.003未満	0.03
ノルマル酪酸		ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.001
ノルマル吉草酸		ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.0009
イソ吉草酸		ppm	0.0002未満	0.0002未満	0.001

注) 風向は、風速が1.0m/秒以下の場合は静穏とした。

② ごみ処理施設稼働（煙突排出ガス）による影響

ごみ処理施設稼働による臭気濃度及びアンモニア（特定悪臭物質）の最大着地濃度の予測結果は、表7-2-6.8に示すとおりである。

悪臭の予測結果は、すべてのケースでアンモニアが0.1ppm未満であり、悪臭防止法の規制基準を満足し、臭気濃度が10未満であり、大部分の地域住民が日常生活において感知する以外の臭気を感知しない程度になるものと予測する。

表7-2-6.8 ごみ処理施設稼働による悪臭の予測結果

気象条件	臭気濃度	アンモニア (ppm)	風下距離 (m)
大気安定度不安定時	10未満	0.1未満	560
上層気温逆転時	10未満	0.1未満	570
接地逆転層崩壊時	10未満	0.1未満	600
ダウンウォッシュ時	10未満	0.1未満	660
ダウンドラフト時	10未満	0.1未満	530

3. 環境保全措置

本事業では、ごみ処理施設稼働による悪臭の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。

【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】

- ・廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の漏洩を防止する。
- ・プラットホーム出入口にはエアカーテンを設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットは、防臭性の高い隔壁工法を採用し、ごみピット投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。
- ・ごみピット、プラットホームなどは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピット、プラットホームの空気をガス化溶融炉の燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。
- ・休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、脱臭装置により吸引し脱臭を行う。
- ・ごみピット、プラットホームには、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧する。
- ・プラットホームの洗浄を適宜行う。

4. 評価

(1) 評価の手法

① 環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法

環境保全措置の実施方法等について検討した結果、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているかについて評価した。

② 環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法

臭気濃度については敷地境界での規制基準が設定されていないことから、千葉県悪臭防止対策の指針や銚子市環境保全条例の基準等を勘案し、「大部分の地域住民が日常生活において感知する以外の臭気を感じしない程度」を、アンモニアについては悪臭防止法の規制基準を整合を図るべき基準に設定し、予測結果と比較した。

表7-2-6.9 ごみ処理施設稼働による悪臭に係る整合を図るべき基準

項目	整合を図るべき基準	
	根拠	基準
臭気濃度	千葉県「悪臭防止対策の指針」	大部分の地域住民が日常生活において感知する以外の臭気を感じしない程度（臭気濃度10未満）
	銚子市環境保全条例	
アンモニア	悪臭防止法の規制基準	1 ppm 以下

(2) 評価の結果

① 環境の保全が適切に図られているかの評価

計画施設の供用に際しては、

- ・廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うこと
- ・プラットホーム出入口にはエアカーテンを設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断すること
- ・ごみピットは、防臭性の高い隔壁工法を採用し、投入口の扉は密閉性に優れた扉とすること
- ・ごみピット、プラットホームなどは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止すること
- ・ごみピット、プラットホームの空気をガス化溶融炉の燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行うこと
- ・休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、脱臭装置により吸引し脱臭を行うこと
- ・ごみピット、プラットホームには、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧すること
- ・プラットホームの洗浄を適宜行うこと

などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

② 環境基準等と予測結果との比較による評価

ア ごみ処理施設に搬入・貯留される廃棄物の影響

ごみ処理施設に搬入・貯留される廃棄物の影響による敷地境界での特定悪臭物質の濃度は、悪臭防止法に基づく規制基準を満足し、臭気濃度は10未満となり、大部分の地域住民が日常生活において感知する以外の臭気を感知しない程度になるものと予測され、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。

イ ごみ処理施設稼働（煙突排出ガス）による影響

ごみ処理施設稼働による臭気濃度及びアンモニア（特定悪臭物質）の最大着地濃度の予測結果は、臭気濃度が10未満、アンモニアが0.1ppm未満であり、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。